

第 21 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和 3 年 3 月 22 日）

1. 本部長あいさつ

コロナ対策については、連日報道されており、動きもある。町としてこれからの対応について、協議いただきたい。

2. 議事等

緊急事態宣言が解除になったことに伴い、3 月 22 日からの対応について、次のとおり決定しました。

(1) 今後の対応について

- ・緊急事態宣言が解除となり、任意の対策本部に移行。引き続き、コロナ対策にあたることとする。
- ・イベント等
収容定員等、今までどおり。参加者及びスタッフの検温実施を徹底する。
- ・県外出張について
出張は可とするが、首都圏については慎重に検討すること。帰庁後は、各自、万が一]に備えた感染拡大防止対策を徹底すること。
- ・私事旅行について
制限しないが、特に首都圏や感染拡大地域への旅行は、旅行目的等について慎重に判断すること。帰宅後は、各自、万が一に備えた感染拡大防止対策を徹底すること。
- ・窓口業務
窓口、換気、空調、マスク着用等継続して実施する。
抗菌加工を施した箇所については、消毒は省略する
- ・庁舎内で行う会議
イベントと同様、参加者及びスタッフの検温実施を徹底する。
- ・県外者等の庁舎内立入
正面玄関の掲示は県外からの来庁者に修正して継続する。
首都圏からの業者等が来庁する場合は、総務課へ報告すること。